

衆議院議員選挙公約に対する全国市長会要請

平成 24 年 8 月 21 日
全 国 市 長 会

東日本大震災の被災地の一日も早い復旧・復興や原子力発電所事故への万全の対応が、日本の再生のために何よりも強く求められています。

また、この震災を教訓に、南海トラフに日向灘を加えた 4 連動地震や首都直下型地震、さらには大規模化する自然災害に対する都市自治体のハード・ソフト面の総合的な防災・減災対策の早期実施が喫緊の課題となっております。

合わせて、長引く円高やデフレによる地域経済の疲弊は深刻であり、地域経済の活性化のためにも早急な経済対策の実施が必要とされています。

以上の緊急を要する諸課題に加え、地域のことは地域に住む住民が決め活気に満ちた地域社会をつくるためには、基礎自治体を重視した分権型社会を構築するための改革を断行するとともに、国と地方が対等の立場で協議をしながら現場の声を十分踏まえたうえで、地方の実態に即した各種施策を企画立案し、推進することが必要不可欠です。

全国市長会では、こうした観点から従来より「東日本大震災からの復旧・復興に関する決議」、「地震・津波等防災対策の充実強化に関する決議」、「真の分権型社会の実現を求める決議」等を行っております。

つきましては、東日本大震災からの復旧・復興や全国的な防災・減災対策、そして基礎自治体を重視した分権型社会の実現等に必要不可欠な下記事項について、貴政党の衆議院議員選挙公約に盛り込み、実行していただくよう強く要請します。

1. 震災からの復興と全国的な防災対策等の強化

(1) 東日本大震災からの復旧・復興

- 国は、東日本大震災の被災地域の一日も早い復旧・復興に向けて、被災した住民及び自治体はもちろん、人的・物的支援や避難者支援を行う自治体等の意見を十分に踏まえ、既存の法制にとらわれることなく、迅速かつ万全の措置を講じること。
- 災害廃棄物の広域処理については、全国の自治体でその取組を推進するため、国は処理量、スケジュールなどに関する全体計画を早急に示すとともに、風評被害の対応や安全性の根拠の明示、最終処分場の確保、財政支援など万全の対策を講じること。

(2) 原子力防災・安全に向けた万全の対応

- 東京電力福島第一原子力発電所事故の早期収束と完全な賠償、そして放射性物質による国民・住民生活に対する影響への対応や正確な情報の迅速な公表について国の責任と財政負担により、万全の措置を講じること。
- 原子力関係施設に対する地震・津波対策など安全審査基準の強化、地形・気象条件等を十分考慮した「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（EPZ）」の拡大や、新たな避難路の確保・避難先の選定方法などを考慮した防災指針の抜本的な見直しを行い、安全の徹底を図るとともに、広域調整を伴う原子力災害において、国、県、市町村の役割分担と責任を明確にしつつ、所要の法整備を含めた実効性のある防災体制を整備すること。
- 国民生活や企業活動・雇用に影響を及ぼすことのないよう、電力の安定供給の確保について国が責任を持って対処するとともに、長期的視野に立ったエネルギー施策として、国民の安全安心と社会経済の発展を前提として、再生可能エネルギーの開発・利用の推進や優位性の高いLNGの活用等によるエネルギーの安定供給に向けたベストミックスへのビジョンを早期に策定すること。

(3) 地震・津波等防災対策の充実強化

- 南海トラフに日向灘を加えた4連動地震や首都直下型地震等の大規模地震に対して多角的かつ総合的な防災・減災対策を講じるために、従来の地震防災対策特別措置法を統合し財政措置も含めた「南海トラフ地震対策特別措置法（仮称）」の制定など法整備を進め、併せて各種防災計画を早急に見直すこと。

- 大型化する台風、頻発する集中豪雨や火山災害、そして突発的な竜巻などの災害に対応するため、迅速な災害対策及び災害発生後の支援体制を構築できるよう、省庁の壁を越えた体制を早期に確立すること。
- 被災自治体への支援を効果的に行うため、災害救助法及び関係する諸制度において、支援物資の提供、職員の派遣などの基礎自治体間の水平支援に係る仕組みと国の十分な財政措置を法律において明確に位置づけること。

2. 地域経済活性化に向けた緊急対策の実施

- (1) 長引く円高に対して断固たる是正措置を講じるとともに、デフレからの脱却を図り、産業の空洞化や雇用の喪失を阻止するため、中小企業等に対する資金繰りや設備投資に対する支援、税制上の優遇措置などの地域経済産業対策、雇用を維持し創出するための地域雇用対策などの緊急経済対策等を実施すること。
- (2) 国は、成長産業への支援や地域の実情を踏まえた経済対策等、きめ細やかな施策を総合的かつ継続的に講じるとともに、都市自治体が独自に実施する地域経済の振興策について財政措置を講じること。

3. 都市自治体における自治立法権・自治行政権の確立

(1) 都市自治体への権限移譲の推進

国・都道府県・市町村の役割分担を明確にし、「基礎自治体優先の原則」、「補完性・近接性の原理」に基づき、第2次一括法に盛り込まれた事項にとどまることなく、総合行政主体としての都市自治体に対して、本会が提言している具体的事項をはじめとして制度単位での包括的な権限を移譲し、都市自治体が総合的、一体的に事務事業を実施できるようにするとともに、移譲された事務を円滑に実施するため必要となる財源の確保と専門的な人材育成等の仕組みを構築すること。

(2) 義務付け・枠付けの廃止・縮小と条例制定権の拡大

都市自治体の自主性の強化及び条例制定権の拡大を図る見地から、法令による義務付け・枠付けについては、第1次一括法、第2次一括法及び第3次一括法案に盛り込まれた事項にとどまることなく、本会が提言しているさらなる見直しなどの具体的事項をはじめ、地方分権改革推進委員会の勧告に沿って廃止を原則とした見直しを行うこと。

また、都市自治体が条例化等に向けて参酌・検討等が行えるよう、十分な時間的余裕の確保や情報提供など適切な措置を講じること

(3) 国と地方の役割分担を踏まえた行政の簡素・効率化

- 国と地方の二重行政の解消等による行政の簡素化を図ること。
- 出先機関の事務等をブロック単位で移譲する場合の受け皿となる広域的实施体制のあり方については、拙速に進めることなく、地域住民の安全安心に直接責任を有する基礎自治体と十分協議を行い、その意見を反映させて慎重に検討すること。

(4) 多様で柔軟性のある都市制度の構築

地方の自主性、自律性を高めるとともに条例制定権等の拡大を図るため、地方自治に関する法令については、都市自治体の意見を十分踏まえた多様で柔軟性のある都市制度の構築ができるよう、地方自治体の組織・運営等に関する規定は大枠にとどめることを基本として見直しを行うこと。

また、「特別自治市」を含め、多様な大都市制度を創設すること。なお、大都市制度の見直しの議論や協議においては、基礎自治体のあり方についても十分検討すること。

(5) 地方公務員制度改革における地方意見の反映

労働協約締結権の付与等地方公務員の新たな労使関係制度の検討に当たっては、地方の意見を尊重するとともに、国と地方の協議の場等において十分協議を行うこと。

4. 都市税財源の充実強化による自治財政権の確立

(1) 地方税源の充実強化

- 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。

また、都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

- 都市自治体の地球温暖化対策に係る財源については、都市自治体の果たしている役割及び財政負担を十分勘案し、その役割等に応じた税財源を確保する仕組みとすること。

- 自動車重量税及び自動車取得税については、都市自治体の極めて厳しい財政状況を踏まえ、代替財源を示さない限り、都市自治体への財源配分の仕組みを含め現行制度を堅持すること。

(2) 地方交付税総額の確保と法定率の引上げ

- 住民の生命や安全・安心を確保するために必要な福祉、医療、子育て等の社会保障、教育・防災・防犯などの経常的行政サービスや道路・橋梁、学校等の改修費用などの増大、人口減少や行政区域の拡大等に伴う都市自治体の財政需要を的確に地方財政計画に反映させ、必要な地方交付税総額を確保し、地方交付税の持つ財源調整・財源保障の両機能を強化すること。
- 恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債によることなく、地方交付税の法定率の引上げ等により対応するとともに、地方自治体の固有財源である「地方交付税」を特会直入とする「地方共有税」に変更すること。

(3) 国庫補助金等改革の推進

国庫補助金等については、地方分権の理念に沿って、国と地方の役割分担を再整理し、明確化した上で、真に国が責任をもって負担すべき分野を除き、廃止・一般財源化を行い、補助率の引下げや補助対象の縮減等地方への一方的な負担転嫁は断じて行わないこと。

(4) 市町村向けの国庫補助負担金等の地域自主戦略交付金化

- 市町村向けの国庫補助金等の地域自主戦略交付金化に当たっては、団体間・年度間の事業費の変動が大きい等の課題もあり、先行して実施された都道府県及び政令指定都市の運用状況を踏まえ、「国と地方の協議の場」等で都市自治体と十分協議し、合意形成を図ること。
- 市町村の自由裁量拡大に寄与しない義務的な国庫補助金等は対象外とし、従来の国庫補助金等の総額を縮減することなく必要額を確保するとともに、配分については、地方交付税制度との整合性に留意し、予算編成等に支障が生じることのないよう、交付額を早期に明示すること。
- 地域自主戦略交付金はいくまでも、国と地方の役割分担に応じた適正な税源配分が行われるまでの過渡的な措置とすること。

5. 社会保障制度の充実強化

(1) 社会保障・税一体改革の推進

社会保障制度推進法に基づく「社会保障制度改革国民会議」については、住民と直面して社会保障を現場で支えている都市自治体の参加などその意見が反映できる仕組みとすること。

また、社会保障・税番号制度については、具体の運用に当たっては、地方に負担と混乱が生じないように、十分な財政的措置を含めた万全の措置を講じるとともに、国民への周知を徹底し、地方への早期かつ十分な情報提供を行うこと。

(2) 医療制度の充実強化

- 全ての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向けて、国の責任による安定財源を確保することにより、財政基盤の強化を図ったうえで、都道府県を保険者とする国民健康保険制度の再編・統合等を行うこと。

また、その再編・統合の時期については、施行時期を明確に示すこと。

- 医師や看護師等の不足、地域間・診療科間等の偏在を解消し、安心して質の高い医療サービスの安定的な提供を行うため、医師・看護師等の絶対数を確保すること。

(3) 総合的な子育て支援策の充実

地域のニーズに基づいた総合的な子育て施策の展開が可能となるよう、実施主体である都市自治体に給付と事業を実施する権限と財源を付与すること。

また、今後、制度の詳細の検討に当たっては、都市自治体と丁寧に協議を行い、その意見を十分反映させること。

(4) 生活保護制度の抜本的改革

- 社会保障の観点も含めた生活保護制度の抜本的な改革に早急に取り組むこと。その際、都市自治体の意見を十分尊重すること。
- 国の責任において、不正受給や貧困ビジネスを厳正に排除するなど、生活保護の適正化に向けて必要な法改正等を行うとともに、稼働可能層に対する一層の就労自立支援策を講じること。
- 生活保護に係る財源負担については、生活保護が憲法に基づき、国が保障するナショナルミニマムに関わる事項であることから、本来全額国庫負担とすべきであること。

なお、それまでの間、急激な受給世帯増加による都市自治体の負担増に対し、財政措置を講じること。

6. 国と地方の協議の場の実効ある運営

地方行財政や地方自治体の運営等に大きな影響を及ぼす事項については、事前に国と地方の協議の場において十分協議を行うとともに、国と地方の協議の場を実効ある運営とするため、具体的な事項の協議に当たっては、地方からの意見を制度設計等に的確に反映することができるよう、国はあらかじめ十分な時間的余裕をもって提案を行うとともに、分科会等の積極的な活用を図ること。